

平成 26 年第 7 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 26 年 6 月 12 日 (木)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 26 年 6 月 12 日 (木) 午後 2 時 38 分	
	閉 会	平成 26 年 6 月 12 日 (木) 午後 4 時 08 分	
出席・欠席委員	出席委員	大江 眞・清胤祐子・正山幸夫・河野義文・二見吉康	
	欠席委員	なし	
職務により会議に出席した者	次長 生涯学習課長 学校教育課長 主幹 主査	國本育宏 佐々木昭三 新田いずみ 沖本直樹 浅田敬文	
会議に付した事件 及び採決結果	議案第 13 号	安芸太田町学校教職員等の自家用車の公務使用に関する取扱い要領の一部改正について	原案可決
報告協議事項	1、学校適正配置基本方針について 2、6、7 月行事予定について（生涯学習課） 3、教職員の年齢分布について 4、「基礎・基本」定着状況調査について 5、服務規律の厳正確保について 6、平成 26 年度安芸太田町教育委員訪問について 7、平成 26 年度広島県女性教育委員グループ総会並びに第 1 回研修会の開催について 8、その他		

【 議 事 録 】

委員長)

定刻になりましたので、平成 26 年第 7 回安芸太田町教育委員会を開催いたします。

(午後 2 時 38 分 開会)

日程第 2、協議「安芸太田町教育委員会教育委員長の選出について」は、事務局において進行をお願いします。

事務局)

協議 2「安芸太田町教育委員会教育委員長の選出について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づき委員長選挙を行います。選挙の方法についてはいかがいたしましょうか。

委員)

指名推薦とされたいと思います。

事務局)

ご提案のとおり選挙は、推薦の方法でよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

ご異議がないようですので、選挙は推薦といたします。

委員)

大江委員さんを委員長に推薦します。

教育長)

適正配置等懸案事項がございます。大役ですが、引き続いて大江委員長としてご尽力いただきたいと思います。

委員)

同意見です。大江さんを推薦します。

委員)

同じです。

事務局)

ただいま、大江委員にお願いしたいとの推薦がありました。

お伺いします。大江委員さんの委員長就任について賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

よって、委員長に大江委員さんが選出されました。

これで選挙を終了します。

大江委員長)

引き続き委員長に選任されましたので、よろしくお願いします。

事務局)

申し添えます。安芸太田町教育委員会委員長職務代理者の指定についてですが、職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に任期の定めがありませんので、引き続き清胤委員さんをお願いしたいと思います。

委員長)

引き続き、清胤委員さんに安芸太田町教育委員会委員長職務代理者をお願いします。
それでは、日程第3をお願いします。

日程第3、教育長報告

教育長)

報告・協議資料により報告をさせていただきます。

1、5～6月の学校等の状況・予定

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① 学校適正配置基本計画基本方針・自治振興会長加計支部説明 | 5/20 |
| ② 新しい学びプロジェクト連絡会議 | 5/21 |
| ③ 全国教育長総会・研究大会 | 5/22～23 |
| ④ 山県地区教科用図書採択協議会 | 5/26 |
| ⑤ 加計高校を育てる会 | 5/29 |
| ⑥ 希望塾 | 5/29 |
| ⑦ 学校適正配置懇話会：津浪小 PTA・振興会 | 5/30 |
| ⑧ 平成26年度科学アカデミー打合せ 日本技術士会 | 6/2 |
| ⑨ 平成26年度広島県社会教育委員研修会 | 6/3 |
| ⑩ 平成26年度町キャリア教育協議会 | 6/6 |
| ⑪ 教科用図書選定委員会 | 6/9 |
| ⑫ 広島県基礎基本定着状況調査 | 6/10 |
| ⑬ 山県郡教育委員会連合会総会 | 6/11 |
| ⑭ 広島県知事による訪問行事 | 6/14 |

2、平成26年度の東京大学との連携事業について

- ① 新しい学びプロジェクト研究協議会との連携による「協調学習」を引き起こす授業の創造

3、平成27年度使用小学校教科用図書採択について

4、平成26年度科学アカデミーの実施について

日本技術士会中国本部及び広島工業大学情報工学技術科の協力により

- ① 8・9 安芸太田町の災害（土砂災害のメカニズム）：広島市
② 8・23 食べ物を使った化学実験（親子参加）：安芸太田町
③ 8・30 安芸太田町の災害（防災とICT）：広島市

5、その他 （なし）

委員長)

何かご質問がありますか。

委員長)

教科書採択地区協議会にまいりました。実質的には現場の先生方による選定作業、情報収集により意見がまとめられ、審査の三段階です。今回は、町ごとの委員会ということですか。

教育長)

どれを選ぶかは各々の教育委員会によると法で定められております。郡として揃えようということです。意見は意見として聞き、そこで揃えるとして持ち帰り、教育委員会議で決定します。違った場合は、差し戻しになります。

委員)

安芸高田市も加わられますよね。

教育長)

調査研究は一緒にしますが、議論は別です。

委員長)

特定の出版社に固定ですか。傾向はどうでしょうか。

教育長)

4年ごとですので、変えたことも一部ありますが、8～12年で変えることがあります。文部科学省指導要領が変わると大きく変わりますが、今回はないので、大幅ではなく、微調整くらいです。

委員長)

他にないようでしたら、次をお願いします。

日程第4、議事

事務局)

「議案第13号 安芸太田町学校教職員等の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について」は、平成26年3月31日付け広島県教育委員長より自家用車の公務使用に関する一部改正について通知があり、安芸太田町の小中学校教職員についても同様に県に準じて改正を行うものです。

主な内容としましては、他所属の教職員を同乗させること及び他所属の教職員の自家用車へ同乗することを認めるものでございます。

教育長)

具体的に申しますと、学校には公用車がありません。自家用車の公務使用を行っております。これまでも同じ学校の教職員での同乗はございましたが、ほかの学校の教職員の車への同乗を必要最小限で許可するものです。よその学校の児童生徒は乗せられません。濫用しないようにしたいと思っております。

委員長)

ただ今の説明について、何かご質問がありますか。

委員)

これは、エコのためですか。

教育長)

そうです。

委員長)

他にご質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

お諮りします。「議案第 13 号 安芸太田町学校教職員等の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声全員)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 13 号 安芸太田町学校教職員等の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次をお願いします。

日程第 5、報告・協議

事務局)

1、学校適正配置について資料により説明する。

委員長)

ご質疑がありますか。

これは、平成 25 年度の繰り越しですか。

事務局)

財務省より平成 26 年度へ国が確保し、繰越しているもので、各市町へ配分しております。国も平成 27 年度へは繰越せないなので、本町も本年度中に事業実施しなければなりません。

委員長)

関連のすべてが 55 パーセントの補助ですか。

事務局)

基準面積、単価によります。1 平米 14～15 万円に対する工事費の 30 パーセントくらいになります。今であれば、基準単価の上乗せをするので有利です。

委員)

タイムリミットを過ぎるとどうなりますか。

事務局)

この補助はなくなります。議会が了承しなければ、未実施となります。

委員)

未実施となっても、この計画はやめられません。予算の確保はどうなりますか。

事務局)

あらゆる補助を探しますが、率の悪いところとなります。

委員)

理解を求めないといけません。

委員長)

加計小学校の仮校舎は、どこに設置されますか。

事務局)

グラウンド内となります。よって、グラウンドが使えなくなります。加計高校のグラウンド借用、見入ヶ崎のグラウンド、あるいは体育館使用等が考えられます。

委員)

加計高校に空いた教室はないのですか。

事務局)

今、仮設を使用しており、無理です。

委員)

プレハブは空調が心配ですが。

事務局)

全教室クーラー付きです。

委員長)

要望書の件ですが、私は不在でしたが、Uさんが持参されたようですが、どういう立場でとりまとめをされたのでしょうか。

教育長)

自主的だと聞いております。

委員)

これについて思うのは、陳情の形として整理されたものではありません。この要望書は、各会長さんがよくわからないままに判を押されたようにも思われます。

これまで自治会に説明会をされていますが、参加者も少なく十分でないと思います。よく知ってもらうためにも努力をお願いします。

教育長)

猪山、小板・松原、寺領の統合のとき、スクールバス等の条件整備を地元と協議して覚書とした経緯があります。戸河内とすれば、覚書の署名捺印に対する伏線だと思っております。合意書をもってきても判を押しませんよという意味だと思われれます。ご理解をしてもらえるよう努力してまいります。

委員)

いろいろな意見を持った人もおられると思うので、それを聞く場を設けて努力してください。

委員)

文句を言われる人には、戸河内中学校が筒賀中学校へ統合というのは、小が大を食う合併とされているのかと察します。施設のことであり、ここを理解されるよう努力してください。

委員長)

予算審査特別委員長の付帯意見の「一定期間を置いて…、真摯な立場に立って…」というこの意味は、完全合意を得られるまでということではないですね。

委員)

条件付きをどう受け止めておられますか。

事務局)

適正配置の委員長に具体的にはどうということかと尋ねましたが、議会でもはっきりしていないようで、いろんな意見があり、まとめられないということです。

教育長)

1億5千万円を執行すれば後ろが決まり、できる期間を考えると今がギリギリです。予算は通っているので、意見は尊重はしないといけないと思いますが、法的拘束力はありません。いわゆる信頼関係だと思います。

委員)

合併のとき、本庁が戸河内となったときを思います。耐震、財政等を考えて決められた経緯があります。学校もしかりだと思います。心情が大きいと思います。戸河内中学校が素晴らしい学校ですので、猶更でしょうが、新しい学校を作るとして理解していただきたいものです。

委員)

耐震化の執行状況が県内最下位です。適正配置計画があるためにこうなったと思っていました。時期を逃すと補助も悪くなります。皆さんに理解していただきたいです。

委員長)

調査、設計の予算ですが、執行に係るギリギリまで更なる合意に向けて努力せよという意味でしょうか。一定期間という理解でいいですか。

教育長)

努力だけじゃだめなのでしょう。

事務局)

北広島町ではどういう合意形成をしたかを聞きました。基本的には、PTA の力で、どうしても合併してほしいという保護者の思いが優先され、また、地域の中心的人を抑えて議会に諮り、設置条例の変更という形にされたそうです。

委員)

地域の要望書が出ていると、PTA の意見が出しにくいと思われます。

委員長)

PTA の合意ができれば、逆に統合に取組まれるようにという要望書を出してほしいものです。

委員)

この時期だから耐震に経費がかかり、逃すといかんようになると PTA に知ってもらい、理解してもらうようお願いします。

委員長)

教育委員会として取組みを行っていますか。

事務局)

引続きやっております。戸河内中学校は意見がまとまるまで待ってくれということです。

委員長)

他にないようでしたら、次をお願いします。

事務局)

2、6・7月行事予定について報告・協議資料により説明する。

第4回町民グラウンド・ゴルフ大会	6/22
------------------	------

親子クリーンハイキング	7/12
-------------	------

宝くじ文化講演（いっこく堂 10/24）チケット販売	8/4
----------------------------	-----

事務局)

3、教職員の年齢分布について資料により説明する。)

事務局)

4、「基礎・基本」定着状況調査について報告・協議資料により説明する。

各学校が採点するので、児童生徒に応じた対応ができます。県教委へ報告後、8月下旬ころ結果発表となります。

事務局)

5、服務規律の厳正確保について

交通事故等について・・・体調管理を含め注意されたい。

公金の取扱いについて・・・給食費等徴収金は高金としての取扱いとなる。

6、平成26年度安芸太田町教育委員訪問について報告・協議資料により説明する。

日程、参加を確認する。

7、平成26年度広島県女性教育委員グループ総会並びに第1回研修会の開催について報告・協議資料により説明する。

8、その他 (なし)

事務局)

次回の会議日程の調整をお願いします。

(日程を協議する。)

委員長)

では、次回は7月25日 金曜日 午前9時30分開会を予定します。

本日の平成26年第7回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午後16時08分 閉会)